

工事契約制度を改正します  
(平成28年4月から実施)

平成28年3月  
仙台市契約課

ダンピング対策等として、指名競争入札金額が一定額を下回った際に失格とする基準を「最低制限価格」とし、算出方法の変更及び水準の引上げを行います。

〈変更内容〉

◎予定価格が500万円以上1,000万円未満の工事請負契約

- (現行) ・総額判断基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回った場合に失格  
総額判断基準価格:純工事費95%+現場管理費95%+一般管理費75% (合計額)  
失格基準価格:純工事費90%, 現場管理費90%, 一般管理費70% (いずれか)
- (変更後) ・最低制限価格を下回った場合に失格  
最低制限価格:純工事費90%+現場管理費90%+一般管理費75% (合計額)

〈変更時期〉

◎平成28年4月発注分から変更します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125